

## 安城市高齢者及び障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者並びに知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見、保佐並びに補助開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）及び家庭裁判所が成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）を選任した後における成年後見人等に対する報酬費用の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審判請求の対象者)

第2条 審判請求の対象となる者（以下「審判請求対象者」という。）は、本市に居住している65歳以上の者、知的障害者若しくは精神障害者又は他の法令により本市が援護の実施者である者とする。ただし、他の法令により他市区町村が援護の実施者である者は除く。

### (審判請求の決定)

第3条 市長は、審判請求対象者が次の各号のいずれかの要件に該当すると認めるときは、審判請求を決定するものとする。

#### (1) 次のいずれにも該当すること。

ア 認知症又は障害のため判断能力が不十分であり、審判請求を行うことが困難であること。

イ 配偶者及び2親等内の親族がいないこと又はあっても審判請求を行う者がいないこと。

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス若しくは同条第25項に規定する施設サービスを利用し、若しくは利用しようとしていること又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを利用し、若しくは利用しようとしていること。

#### (2) 緊急かつやむを得ない理由により審判請求を行う必要があること。

### (審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る手続は、審判請求対象者の審判を管轄する家庭裁判所（以

下「管轄家庭裁判所」という。)の定めるところによるものとする。

(審判請求費用の負担)

第5条 市長は、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第26条の規定により、当該審判請求に係る手続費用を負担する。

2 市長は、審判により、成年後見人等が選任された場合において、審判請求対象者が次のいずれにも該当しないときは、当該審判に係る手続費用に関し、非訟事件手続法第26条第2項の規定により当該審判請求対象者に負担させる旨の決定を求める申立てを管轄家庭裁判所に対して行うものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、審判請求費用を負担することで保護が必要となるもの

(3) 審判請求に係る費用の負担を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

3 前項の場合において、管轄家庭裁判所が、当該審判に係る手続費用について、当該審判請求対象者に負担させると決定したときは、第1項の規定により負担した当該審判に係る手続費用に相当する額を成年後見人等に請求するものとする。

(後見人等に係る報酬の助成)

第6条 市長は、第3条の規定による審判の申立てにより成年後見等開始の審判を受けた審判請求対象者又は成年後見等開始の審判を受けた後に本市に転入した者で、本市に転入する前の住所地の市区町村から成年後見人等に係る報酬の助成を受けていたもの(他市区町村が援護の実施者である者を除く。)(以下「助成対象者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成対象者が成年後見人等に支払うべき報酬に係る費用を助成するものとする。

(1) 前条第2項第1号に該当する者

(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、成年後見人等の報酬に係る費用を負担することで保護が必要となるもの

(3) 市民税非課税世帯であって、次のいずれにも該当する者

ア 世帯の年間収入が、単身世帯では150万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

イ 世帯の預貯金等の額が、単身世帯で350万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬額とする。ただし、当該報酬額の算定の対象となる期間（当該期間が2年を超える場合は、2年）の月数に28,000円（社会福祉施設に入所している助成対象者にあつては18,000円）を乗じて得た額を上限とする。

(助成金の申請)

第8条 第6条の規定により、報酬の助成を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、成年後見人等報酬助成申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 後見人等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見人等事務報告書の写し
- (3) 財産目録書等の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があつた日から起算して60日以内にしなければならない。

(助成金の決定)

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、及び助成の可否を決定し、成年後見人等報酬助成（決定・却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(助成金の中止)

第10条 市長は、助成の決定を受けた申請者が第3条に規定する要件に該当しなくなつたときは、第6条に規定する助成を中止するものとする。この場合において、助成金の支給は、当該事実が発生した日の属する月の分までとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の支給を受けた者があると認めるときは、助成金の全部又は一部をその者から返還させることができる。

2 市長は、相続財産又は不動産の処分等により助成対象者に収入が生じたことが判明したときは、助成金の全部又は一部を助成対象者から返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

# 成年後見人等報酬助成申請書

年 月 日

安 城 市 長

申請者 下 ー

住所

(ﾌﾘｶﾞｯ)

氏名

㊞

電話番号 ー ー

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

対象者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ  電話番号 ー ー	
	(ﾌﾘｶﾞｯ) 氏名	生年月日 ( 年 月 日)	
後見人等	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ  電話番号 ー ー	
	(ﾌﾘｶﾞｯ) 氏名		
家庭裁判所が決定した報酬額		円 ( 年 月分～ 年 月分)	
生活保護受給		<input type="checkbox"/> 有 ( 年 月 日から) <input type="checkbox"/> 無	
振込口座 (対象者)	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合 店 支店	
	口座番号	普通・当座・No.	
被後見人の課税調票することを同意します。			

※添付書類

- (1) 後見人等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見事務報告書の写し
- (3) 財産目録書等の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの
  - ・被後見人が65歳未満である場合は、知的障害又は精神障害の証明となるもの
  - ・生活保護受給証明書 (他市区町村で生活保護受給の場合に限る。)
  - ・後見等開始審判申立て事件の審判書謄本の写し  
(他市区町村で同制度の助成を受け安城市に転居した場合に限る。)
  - ・登記事項証明書 (後見人等が代理申請する場合に限る。)

## 成年後見等報酬助成 (決定・却下) 通知書

様

安城市長

年 月 日付けで申請がありました成年後見人等の報酬の助成について、次のとおり決定 (却下) しましたので通知します。

### 1 助成決定

対象者 (被後見人等)	住 所	
	氏 名	
決 定 年 月 日	年 月 日	
助 成 決 定 額 (対 象 期 間)	金 円 ( 年 月 日 ~ 年 月 日)	

### 2 却下

却下理由
------